

ハ、労働者ノ其職ノ津貼等、リテ労働工ヲ因テハ、
是等ハ、女ヲ事業主ニ對出シ、タムニ労働者等ニ、
事業主ニ對出シテ労働シ、子一週日十、
工種ヲ種別ニ、
同ノ同日、
籍ノ土、
籍賣宗、
十、
労働工ニ對出シ、
ハ、
子、
ハ、
請出シ、

財團法人協調會大阪支所

難キ爲メソノ氏名ヲ明記スルニアラザレバ回答ヲ爲サズトノ事ナ
リシニ付同六時職工代表ノ竹本菊藏外七名ノ來所ヲ待ツテ海田職
長ハ事業主ノ意ヲ告ゲタルニ氏名發表ヲ避ケ二三押問答ノ未明日
午前十時迄ニ何分ノ申出スル事ヲ約シ七時十分工場ヲ引揚ゲタリ

要求書

(原文ノマ、)

- 一、三十分延長取消シスルコト
- 二、臨時職工ハ三ヶ月経過スルヤ本備トスルコト
- 三、定期昇給ヲナスコト(但シ年二回)
- 四、從來早引ニ對スル賃銀制度ヲ改革スルコト
- 五、今後職工ニ對スル相談ハ直接職工ニサレタキコト
- 六、今回ノ事件ニ對シテハ絶對ニ犠牲者ヲ出サザルコト

附記

- 一、勘定時間ヲ早クスルコト
- 二、請負工資ニ對シテ單價ヲ前ニ發表スルコト